

建築物として取り扱わないビニールハウス

法第2条第1号

【内 容】

ビニールハウスの取扱いについては、以下のとおりとする。

第1（定義）

この取扱いにおいて、ビニールハウスとは、土地に定着した工作物で、農作物・園芸作物の栽培（その他これらに類するものを含む）のために、骨組みを組み、その上部を透明または半透明のビニールで覆ったものをいう。

第2（建築物として取り扱わないもの）

ビニールハウスのうち、以下のすべてに該当するものは、建築物として取り扱わない。

- ① 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
- ② 不特定多数の利用がないもの。
- ③ 最高の高さが5 mを超えないもの。
- ④ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が3, 000 m²以下のもの。

第3（農業水産課が確認したビニールハウス）

「藤沢市域における建築物として取り扱わないビニールハウスの事務取扱要領」（経済部農業水産課が、計画建築部建築指導課と協議して定めたものをいう。）に適合するものとして経済部農業水産課が確認して設置するビニールハウスは、第1及び第2にかかわらず建築物として取り扱わない。なお、この取扱いの運用は経済部農業水産課と計画建築部建築指導課とが十分に連携を密にして行うものとする。

第4（建築物として取り扱うもの）

ビニールハウスのうち、第2または第3に該当しないものは、建築物として取り扱う。

【解 説】

上記は、この取扱いにおける「ビニールハウス」を定義した上で、建築物として取り扱わない条件を定めたものである。当該条件については、原則、第1及び第2に示すとおりとするが、同条件を満たさないビニールハウスで、第3に示す「藤沢市域における建築物として取り扱わないビニールハウスの事務取扱要領」に適合することを経済部農業水産課が確認しているものについても、建築物として取り扱わないこととする。

なお、第1文中「土地に定着した」とは、必ずしも物理的に強固に土地に結合された様態のみでなく、本来の用法上、定常的に定着された様態を含むものであり、基礎の有無等により判断されるものではない。

【参 考】

- ・建築物として取り扱わないビニールハウスについて（平成17年8月4日神奈川県建築行政連絡協議会）
- ・建築物として取り扱わないビニールハウスについて（平成25年7月1日藤沢市建築指導課）
- ・藤沢市域における建築物として取り扱わないビニールハウスの事務取扱要領（令和4年 2月 1日藤沢市経済部農業水産課）

【取り扱い開始時期】

令和4年 2月 1日